

半田市剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を市民に貸し出すことにより、家庭において庭木等の剪定で発生する枝葉（以下「剪定枝葉」という。）の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する個人で、市内に所有し、又は管理する敷地内の剪定枝葉を自ら処理しようとするものとする。

(貸出期間)

第3条 粉碎機の貸出期間は、粉碎機の貸出しを受ける日（以下「貸出日」という。）から起算して15日以内とする。

2 貸出日及び粉碎機の貸出期間の末日（以下「返却日」という。）は、半田市の休日を定める条例（平成元年半田市条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）でない日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、貸出日から起算して15日目の日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を返却日とすることができる。

(予約手続)

第4条 粉碎機の貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、貸出日の属する月の1月前の初日（この日が休日等に当たるときは、この日の翌日）から貸出日の前日までに、リサイクルセンターに電話又は口頭により予約を行うとともに、剪定枝粉碎機借用書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(貸出方法)

第5条 粉碎機の貸出しは、利用者が貸出日にリサイクルセンターへ出向き、粉碎機を引き渡す方法とする。

(貸出料)

第6条 粉碎機の貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉砕機により粉砕した剪定枝葉を堆肥、雑草の発生抑制等として有効利用し、ごみステーションに排出しないこと。
- (2) 粉砕機を使用する際は、騒音、剪定枝葉の散乱防止等に十分配慮すること。
- (3) 粉砕機に異常がある場合は、リサイクルセンターに報告し、その指示に従うこと。
- (4) 粉砕機を第三者に転貸しないこと。
- (5) 粉砕機を営利目的に利用しないこと。
- (6) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

(使用の禁止)

第8条 利用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合には、当該粉砕機の貸出しを中止するものとする。

(返却方法)

第9条 粉砕機の返却は、利用者が返却日に粉砕機をリサイクルセンターに運搬し、市職員に引き渡す方法とする。

(使用実績報告書)

第10条 利用者は、粉砕機返却の際に併せて剪定枝粉砕機使用実績報告書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 利用者の責に帰すべき事由により自己若しくは第三者に損害が生じ、又は粉砕機の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損した場合は、利用者の責任においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

年 月 日

半田市長 殿

(利用者)

住 所 半田市

氏 名

(電話) ー

剪定枝粉碎機借用書

剪定枝粉碎機の使用について、半田市剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり借用します。

なお、使用にあたっては、半田市剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱を遵守いたします。

記

1. 借用期間 開始日 年 月 日 ()
(15日以内) 返却日 年 月 日 () [日間]

2. 使用場所 半田市 ()

3. チップの利用方法 (いずれかに○を付けてください)

- ① 発酵させて堆肥化 ② 雑草の発生抑制 ③ 土の乾燥予防
④ 粉じん巻き上がりの防止、美観形成
⑤ その他 ()

様式第2（第10条関係）

年 月 日

半田市長 殿

(利用者)

住 所 半田市

氏 名

(電話) —

剪定枝粉砕機使用実績報告書

剪定枝粉砕機を使用しましたので、半田市剪定枝粉砕機貸出事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 使用期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2. 粉砕量：貸出用コンテナ 粉砕チップ () 箱分

3. チップの利用方法（いずれかに○を付けてください）

① 発酵させて堆肥化 ② 雑草の発生抑制 ③ 土の乾燥予防

④ 粉じん巻き上がりの防止、美観形成

⑤ その他 ()